

企業
の
皆
さ
ま
活
用
さ
れ
て
い
る
雇
用
調
整
助
成
金
を



在籍型出向の活用を 検討しませんか

雇用調整助成金の特例措置は、段階的な縮減が検討されています。
在籍型出向は、従業員が在籍したまま、一時的に労働力を必要とする企業に出向していただくことで、従業員のモチベーションを保ちながら雇用を維持できる制度です。
在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合には、出向元と出向先の双方の事業主に助成する「産業雇用安定助成金」が活用できます。

在籍型出向や助成金について説明します

参加
無料

オンラインセミナーの開催

日時 11月26日(金) 14時~16時

開催方法 Zoomで開催
内 容 在籍型出向制度等 (公財)産業雇用安定センター山梨事務所
出向事例の紹介 株式会社サドヤ
株式会社ダイナム
産業雇用安定助成金: 山梨労働局職業安定部訓練室
主 催 山梨県
共 催 山梨労働局、山梨県在籍型出向等支援協議会
申込方法 ヒューコムエンジニアリングのHP、最新ニュースのリンクまたは、
右のQRコードからお申込みください。(11/25正午締切)



お申込みQRコード



セミナーに関するお問合せ



ヒューコムエンジニアリング株式会社

0120-56-3737 高原/石坂
takahara@hucom-eng.co.jp

制度を活用したい方へ

相談利用共に無料

出向の受入先については、(公財)産業雇用安定センター山梨事務所に相談できます!

産業雇用安定センターでは、出向元企業と出向先企業のマッチング支援を無料で行っています。

(公財)産業雇用安定センター
山梨事務所
甲府市丸の内2-16-4
丸栄ビル5階
電話:055-235-6236



相談
無料

完全
予約制

助成金や出向手続き等については、
社会保険労務士に相談できます!

相 談 会 雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金の申請に関する相談に応じます。
日時:毎月第1木曜日・第3火曜日 13:30~16:30
場所:県庁内 ※令和4年3月15日まで

訪問相談 社会保険労務士が皆様の事業所を訪問し、申請書類の作成や申請に関するご相談に応じます。
日時:平日の希望日(1回あたり1時間程度、3回まで)
※令和4年3月31日まで

お申込み 労政雇用課まで電話又は電子メール(詳しくは労政雇用課HPへ)

産業雇用

検索

山梨労政 申請支援

検索

在籍型出向の仕組み

在籍型出向は、出向元企業と出向先企業との間の出向契約によって、労働者が出向元企業と出向先企業の両方と雇用契約を結び、一定期間継続して勤務する制度です。



厚生労働省のホームページで、在籍型出向の仕組みや基本がわかるハンドブック等を紹介しています。

厚生労働省 在籍型出向支援

検索

産業雇用安定助成金

新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合に、出向元と出向先の双方の事業主に対して、その出向に要した賃金や経費の一部を助成する国の助成金があります。

■ 山梨労働局職業安定部訓練室

甲府市丸の内一丁目1番11号 ☎055-225-2861

厚生労働省 産業雇用安定助成金

検索



より詳しい情報は
厚生労働省 HP を
ご確認ください

	助成率	
	中小企業 (※1)	中小企業以外 (※1)
出向元が労働者の解雇などを行っていない場合	9 / 10	3 / 4
出向元が労働者の解雇などを行っている場合	4 / 5	2 / 3
上限額 (出向元・先の計)	12,000 円/日	

※1 独立性が認められない事業主間で実施される出向の場合の助成率：中小企業 2/3、中小企業以外 1/2

在籍型出向を仲介する専門機関

(公財) 産業雇用安定センターは、1987年3月に当時の労働省と経済産業団体等が協力し、企業間の「失業なき労働移動」を支援する専門機関として設立されました。全国に事務所を有し、その全国的なネットワークを通じ、再就職・出向の支援事業に取り組んでいます。今般の新型コロナウイルス感染症拡大への対応として、一時的に雇用過剰となった企業から、人手不足が生じている異業種企業などへの出向を無料で仲介する取り組みを強化しています。

■ (公財) 産業雇用安定センター山梨事務所

甲府市丸の内2-16-4 丸栄ビル5階 ☎055-235-6236

